

# 新燃岳に噴火警報が発表された場合

## 噴火警戒レベル2～3における立入規制範囲

### 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)

火口から概ね2 km以内に大きな噴石や火砕流が流下するような噴火が予想されます。このため、火口から約2 km、火山活動の状況により概ね1 km以内への立入が規制されます。

※ 警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況により概ね1kmとなります。

<過去の事例>  
2008年8月20日、2010年12月5日、2017年10月6日：火山性地震の増加  
<2008～2011年噴火の事例>  
2010年7月10日：火砕サージが約300m流下

### 噴火警戒レベル3 (入山規制)

火口から概ね2kmを超え4 kmまで大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想されます。

※ 警戒が必要な範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなります。

<2008～2011年噴火の事例>  
2011年1月19日：霧島山を挟む GNSSの基線が伸びていた中で、火山灰に新鮮なマグマ物質が含まれる噴火が発生  
2011年2月1日：大きな噴石が火口から約3.2 kmまで飛散

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径約50cm以上の大きさのものを指します。

### 火砕流や熱風にご注意下さい。

火砕流は、火山灰や軽石、岩石が空気と一緒に流れ下る現象です。内部は高温な場合が多く、建物や動植物に破壊的な被害を与え、巻き込まれると大変危険です。また、水蒸気噴火の際は、100℃を少し上回る噴煙が流れ下ってくる可能性があります。このような噴煙でも、直接吸い込むと肺を損傷する可能性があります。大変危険です。

#### ◆火砕流・熱風から身を守るために

- 噴火に遭ったら、**火口から離れる方向へ避難**しましょう。ただし、火砕流などは谷筋に沿って流れてきますので、**谷筋や窪地には行かない**ようにしましょう。
- 気象庁が発表する火山情報を確認し、**自治体の立入規制を遵守**しましょう。



- |   |                |     |       |   |   |
|---|----------------|-----|-------|---|---|
| ▲ | ：新燃岳           | —   | ：登山道  | ○ | ：噴火警戒レベル2の立入規制範囲（概ね2km）<br>（火山活動の状況により概ね1km 〇となります） |
| ● | ：火口            | —   | ：県境   | ○ | ：噴火警戒レベル3の立入規制範囲（概ね3km）<br>（火山活動の状況により概ね4km 〇となります） |
| ■ | ：新燃岳西側斜面の割れ目付近 | --- | ：市町村界 | ○ |   |
| — | ：国道            | ●   | ：避難壕  | → | ：噴火しそうな時や噴火が始まった時に避難すべき方向の一例                        |
| — | ：県道・主要地方道      |     |       |   |   |

注意：各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

# 新燃岳に噴火警報が発表された場合

## 噴火警戒レベル4～5における立入規制範囲

### 噴火警戒レベル4 (避難準備)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されます。

火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達するような噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では避難準備が必要になります。

高原町：  
花堂・北狭野・南狭野 地区

霧島市：  
神宮台・高千穂1区自治会地区

※要配慮者は避難等が必要になります。  
<享保噴火(1716～1717年)の事例>  
1717年2月：火砕流が火口から約3kmまで流下

※火口から概ね4kmの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から概ね4kmを超えて、より遠くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。

### 噴火警戒レベル5 (避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあります。

火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達するような噴火の発生が切迫しています。

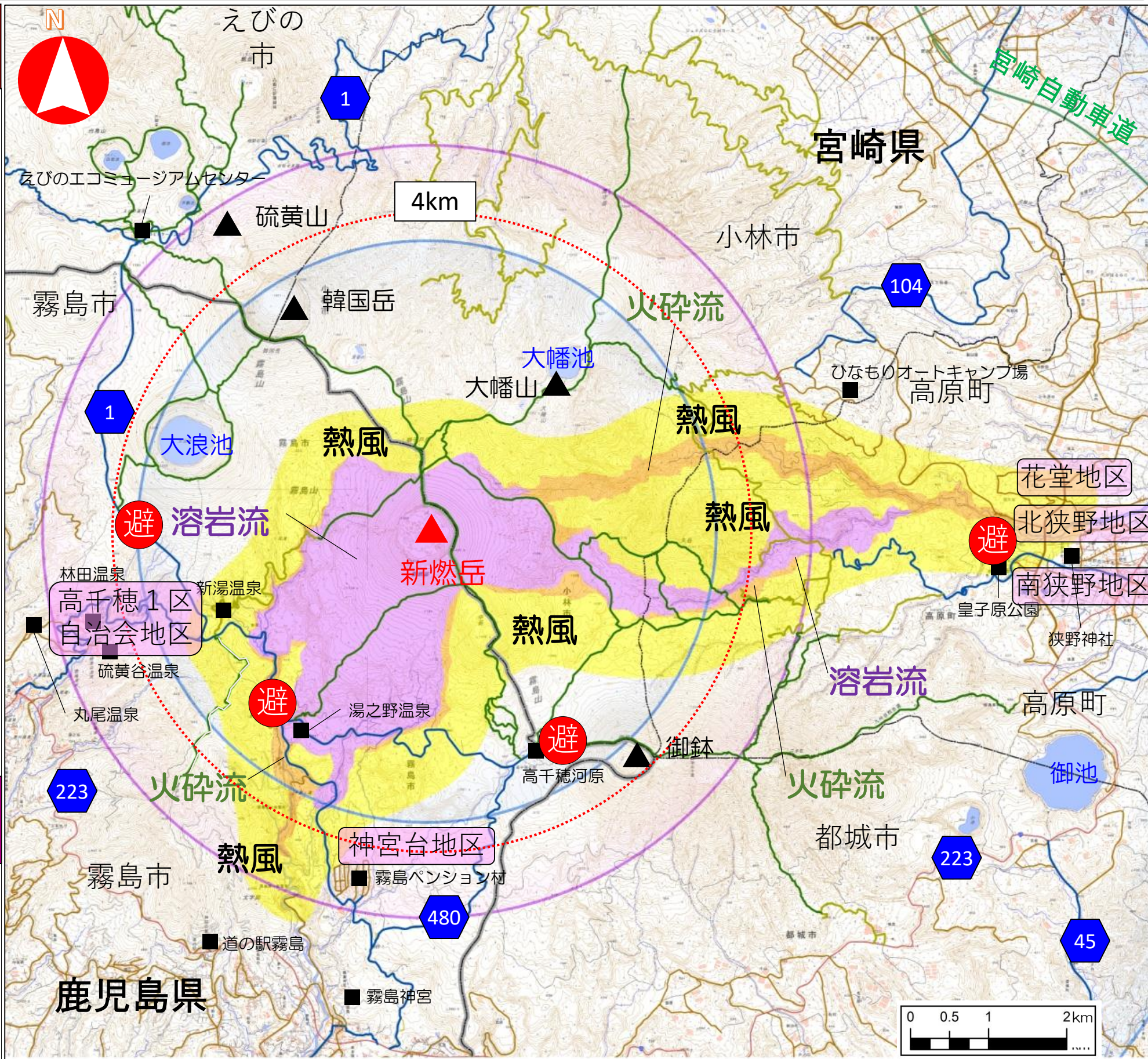
そのため、次の地区では避難が必要になります。

高原町：  
花堂・北狭野・南狭野 地区

霧島市：  
神宮台・高千穂1区自治会地区

<過去の事例>  
なし

※火口から概ね4kmの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から概ね4kmを超えて、より遠くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。



- ▲ : 新燃岳
- (blue) : 県道・主要地方道
- (dotted red) : 火口から概ね4kmの範囲
- 凡例
- (grey) : 県境
- (green) : 登山道
- (blue) : 火山灰が50cm以上積もる恐れのある範囲
- (dashed) : 市町村界
- (yellow) : 林道
- (pink) : 噴石が飛んでくる恐れのある範囲
- (red) : 国道
- (brown) : 広域農道・市町道
- ※「こぶし」より小さい噴石は、より遠くへ飛んでいきます。

・この予測図は霧島火山防災検討委員会（平成19年度）による火山災害予測図検討分科会の成果に基づき、規模の大きな噴火（200年に1回程度の噴火）による影響範囲を示しています。

・表示している溶岩流、火砕流及び火砕サージの影響範囲は、事前にどの方向に流下するか特定できないため、地形条件により可能性の高い2方向に流下した計算結果を重ねて描いたものです。なお、各現象の影響範囲は、過去の噴火実績（溶岩流：4,600万m<sup>3</sup>（約4,900年前の新燃岳部池B溶岩）、火砕流：1,300万m<sup>3</sup>（1,716～1,717年新燃岳享保噴火火砕流Sm-KP7））を基に想定しています。

・噴火の規模や気象条件によって危険区域の範囲は変わります。

・各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

※年代は火山災害予測図検討分科会検討時に参考とした文献による。

### わが家の避難所 (新燃岳が火口となった場合)

※避難所一覧を確認のうえ、最寄りの避難所と電話番号を記入して下さい。

#### 避難対象地区と避難所一覧

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花堂区	高原町 総合保健福祉センター ほほえみ館	0984-42-4820
	北狭野区		
	南狭野区		
霧島市	神宮台地区	霧島保健福祉センター	0995-64-8082
	高千穂1区自治会	牧園農村活性化センター	0995-54-5611